

DXによる魚価向上・漁業の担い手確保を通じた  
地域活性化  
仕様書

令和4年8月

夷隅東部漁業協同組合

1. 業務名 DXによる魚価向上・漁業の担い手確保を通じた地域活性化
2. 契約期間 契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで
3. 完了日 令和5年3月24日まで
4. 業務箇所 いすみ市指定箇所

## 5. 業務の概要

### (1) 業務の目的

千葉県外房大原夷隅東部漁業協同組合（以下、「本組合」という。）では、将来に渡って漁業資源を保全しつつ持続可能な漁業を展開していく取組みをしており、水産資源水揚高の「量」に依存していた漁業から、鮮度等の付加価値を高め「質」を重視した漁業へ変革が必要不可欠になっている。

本事業では、「漁協全体として広範な魚種の鮮度管理状況を可視化し産地漁港としての鮮度管理を強化」、「鮮度良く流通させるため漁協の仕入・販売業務のリードタイムを見直す漁業DX」の2つの事業においてDXによる魚価向上・漁業の担い手確保を通じた地域活性化を目的とし、その環境を構築するものである。

### (2) 業務の内容

#### ① 鮮度管理システム

- ・活魚用生け簀(荷捌き所・いさばや2カ所)の水温・塩分濃度の自動計測、データ蓄積
- ・鮮魚用移動式生け簀の水温・塩分濃度の計測

#### ② 電子入札システム、フォークリフト計量

- ・計量や入札などに関連するアナログ業務の電子化システム、及び販売管理システムとの連携
- ・魚の計量業務のデジタル化(フォークリフトによる運搬時の自動計量)

### (3) 業務要件

#### ① 鮮度管理システムの構築

- ・漁獲した魚の鮮度状態を明確にするため、水温・塩分濃度を数値化し、魚価が向上するよう PR やサプライチェーンの過程で活かす。
- ・生け簀の水温・塩分濃度を常時遠隔で確認することで、循環ポンプが適切に稼働して魚が安全に保管されているかどうかを判断する。

#### ②電子入札システムの構築、フォークリフト計量の導入

- ・計量や入札などに関連するアナログ業務の電子化、及び販売管理システムとの連携による業務の効率化を図ることにより業務全体での効率化を図るとともに、入札開始時刻の前倒しに対応可能な仕組みを導入し魚価向上に寄与する。
- ・電子入札システムにおいては、スマートフォンやタブレット、PC からインターネット経由で入札を可能とし、入札へ参加し易い仕組みとする。
- ・フォークリフト計量においては、入札準備のための魚の計量業務のデジタル化（フォークリフトによる運搬時の自動計量）により業務の効率化を図り、計量時間の早期化を図る。

## 5. 作業要件

### (1) 鮮度管理システムの構築

- ・活魚用生け簀の水温・塩分濃度を常時計測できるツールやそれに伴う環境を用意すること。  
(設置箇所は2箇所を想定)
- ・活魚用生け簀の水温・塩分濃度を遠隔から常時確認できる仕組みを構築すること。
- ・鮮魚用生け簀の水温・塩分濃度を随時計測できる可動式センサーを用意すること。

### (2) 電子入札システムの構築、フォークリフト計量の導入

- ・インターネットを通じて入札に参加可能な Web 型システムを構築すること。
- ・漁港に入札情報を表示する大型モニタの設置、入札にて使用するタブレット端末を調達すること。
- ・最大 50 名程度システムを利用できること。
- ・既存システムである販売管理システムへデータ連携を可能とすること。
- ・上記に伴い必要となる、機器の調達、要件定義、設計、調査、構築、検証、試験等を実施すること。

- ・既存のフォークリフト上で魚の計量を可能とする、フォークリフト用スケールを1台の調達および取付けの実施。

## 6. 提案上限価格

50,082 千円(税込)

## 7. スケジュール

	2022年					2023年			
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
公告 入札	▲公告								
契約		▲契約							
物品調達		← 物品調達 (センサー/サイネージ/タブレット等) →							
設計		← 要件定義 →			← 事前設定・動作検証 →				
設置工事						▲設置工事開始			
試験 完成図書							▲試験	▲納品	
								▲終了	

## 8. 成果物の提出

本業務が終了し発注者の検査に合格した場合、次の成果物を速やかに提出すること。

- (1) 完成図書一式 (システム構成図、機器設置図、設計書、試験成績表等)
- (2) 業務完了報告書
- (3) 各種マニュアル (システム操作・運用マニュアル・保守マニュアル等)
- (4) その他、管理・運用・保守するうえで必要となる資料等

## 9. 個人情報の取り扱い

本業務委託の履行及び作成された成果物における個人情報の取り扱いについては、以下に定めるとおり取り扱うものとする。

- (1) 発注者の業務委託の業務を遂行するうえで得た顧客情報は、顧客本人の了承を得ないまま他の業務に使用してはならない。
- (2) 必要性を十分検討し、個人情報の取り扱いについては必要最小限にすると共に、個人の権利や利益を侵害することのないよう配慮するものとする。

- (3) 当該個人情報を正確なものに保つよう努め、登録された個人情報について本人が確認する手段を講じ、過誤等のあるときは、本人の請求に基づき削除または訂正ができるものとする。
- (4) 収集から廃棄に至るまで、適切に取り扱うものとする。
- (5) 上記に定めるもの以外については、いすみ市個人情報保護条例に基づき、取り扱うものとする。

#### 10. その他の事項

##### (1) 仕様書の変更

受注者はやむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は予め発注者と協議のうえ、承諾を得ること。

##### (2) 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、発注者の指示に従うこと。

##### (3) その他

本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議をし、発注者が決定するものとする。